

○平成26年海上保安庁告示第35号

水路測量における測定又は調査の方法に関する告示（平成14年海上保安庁告示第102号）別表第一の規定により、特級の水域を指定する告示を次のように定める。

平成26年3月6日

海上保安庁長官 佐藤 雄二

特級の水域を指定する告示

水路測量における測定又は調査の方法に関する告示（平成14年海上保安庁告示第102号）別表第一の海上保安庁長官が指定する水域は、次の各号に掲げる区域とする。

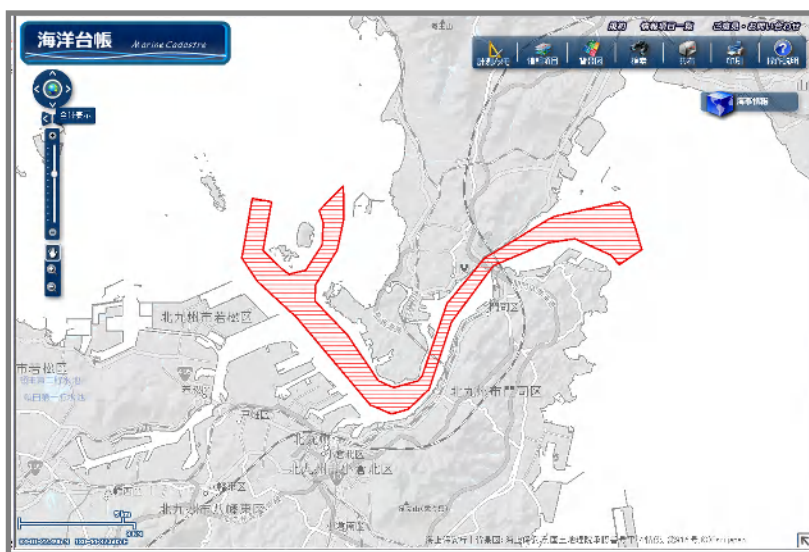
- 一 港則法施行規則（昭和23年運輸省令第29号）別表第二関門の部関門航路の項及び関門第二航路の項に規定する区域並びに港湾法施行令（昭和26年政令第4号）別表第二第十号に規定する区域（部埼灯台から五六度三〇分に引いた線以南の区域を除く。）
- 二 港湾法施行令別表第二第一号に規定する区域
- 三 港湾法施行令別表第二第三号に規定する区域

附 則

（施行期日）

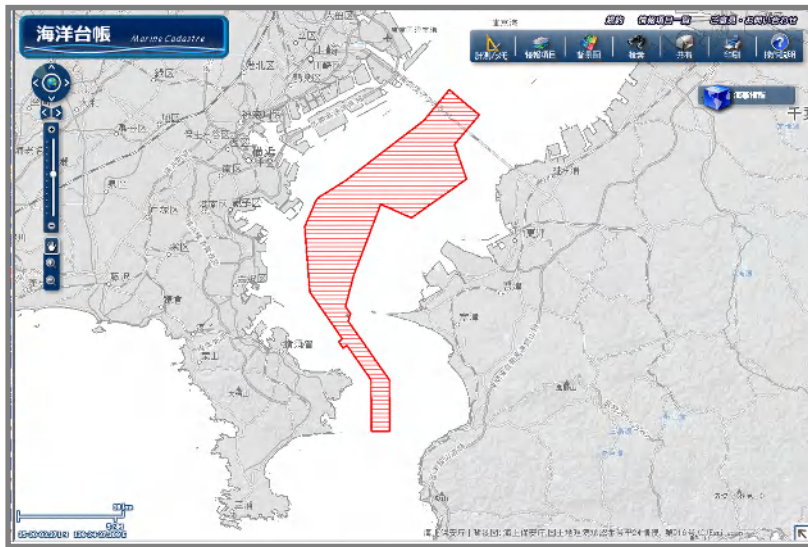
- 1 この告示は、公布の日から施行する。  
（告示の廃止）
- 2 次に掲げる告示は、廃止する。
  - 一 平成14年海上保安庁告示第157号
  - 二 平成14年海上保安庁告示第158号
  - 三 平成14年海上保安庁告示第159号
  - 四 平成14年海上保安庁告示第160号

<参考図> 「関門水域」



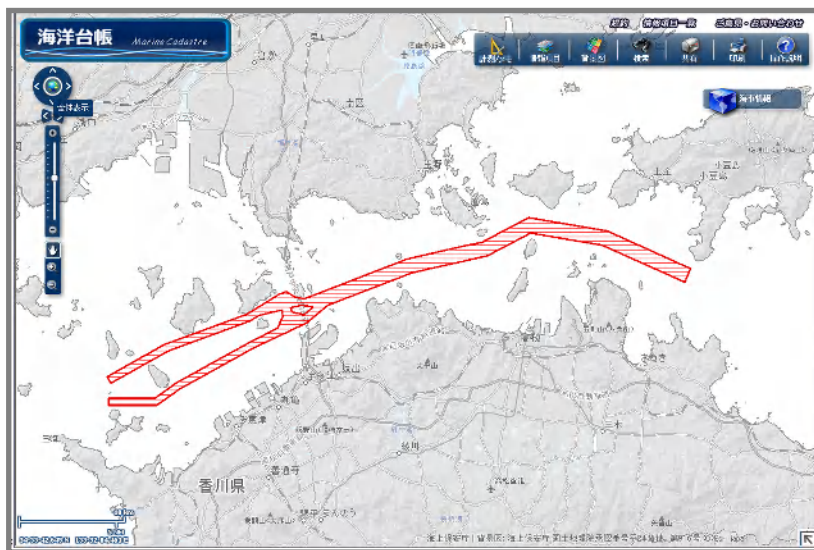
注：参考図は概略図のため詳細については元の法令を参照すること。

<参考図> 「東京湾中央水域」



注：参考図は概略図のため詳細については元の法令を参照すること。

<参考図> 「備讃瀬戸水域」



注：参考図は概略図のため詳細については元の法令を参照すること。